

大分県報

平成二十八年
第二七五八号
三月一日

(火曜日)

目次

告示

- 生活保護法等による介護機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定介護機関の名称変更……………一
- 生活保護法等による指定介護機関の廃止……………二
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………二
- 青少年に有害な興行の指定……………三
- 大規模小売店舗に係る公示……………三
- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………四
- 地域森林計画の変更……………五
- 道路区域の変更(二件)……………五
- 道路の供用開始……………六
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………七
- 公 告……………七
- 大分工業高等学校校定時制給食調理業務……………七
- 爽風館高等学校校定時制給食調理業務……………九

告示

大分県告示第百号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉

用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成二十八年三月一日

大分県知事 広瀬 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
安部第一医院	別府市上野口町三―四〇	医療法人安部第一医院	別府市上野口町三―四〇	介護療養型医療施設	平二七・一二・七
調剤薬局石だたみ	中津市寺町九八九―二	有限会社環	大分市錦町一―四―一	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平二七・一一・一一
日田市社協介護保険サービスセンター「つえ」	日田市中津江村栃野二六二〇―一	社会福祉法人日田市社会福祉協議会	日田市上城内町一―八	居宅介護支援	平二四・四・一
デイサービス玄々堂・高田	豊後高田市新町二〇〇八―二	株式会社アクト・ケア	宇佐市南宇佐二四一六	通所介護、介護予防通所介護	平二七・一一・一

大分県告示第百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定介護機関からその名称の変更があった旨届出があった。

平成二十八年三月一日

大分県知事 広瀬 貞

変更前	変更後	所在地	変更年月日
介護機関の名称	変更後	大分県知事 広瀬 貞	

日田市社協介護保険 サービスセンター 「なかつえ」	日田市社協介護保険 サービスセンター 「つえ」	日田市中津江村栃野二 六二〇一一	平二四・四・一
---------------------------------	-------------------------------	---------------------	---------

大分県告示第百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からサービスを廃止した旨届出があった。

平成二十八年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	廃止サービスの種類	廃止年月日
安部第一医院	別府市上野口町三―四〇	安部明夫	別府市上野口町三―四〇	介護療養型医療施設、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平二七・一二・六
秋吉歯科医院	別府市浜脇二―二一六	秋吉収	別府市浜脇二―二一六	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平二八・一・五
湯のまちデイサービスセンター	別府市大字南立石一〇七九―一三三二	一般社団法人湯のまち	別府市大字南立石一〇七九―一三三二	通所介護、介護予防通所介護	平二八・三・三一
後藤薬局	別府市千代町二―一三	有限会社後藤薬局	別府市東荘園町一―一	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平二八・一・三一

天瀬温泉医院	日田市天瀬町赤岩二〇	福田弘	日田市天瀬町赤岩二〇	訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション	平二七・一二・三一
日田市社協介護保険サービスセンター「なかつえ」	日田市上津江町川原三九三	社会福祉法人日田市社会福祉協議会	日田市上城内町一―八	居宅介護支援	平二四・三・三一
日田市社協介護保険サービスセンター「なかつえ」	日田市中津江村栃野二六二〇―二	社会福祉法人日田市社会福祉協議会	日田市上城内町一―八	居宅介護支援	平二四・三・三一

大分県告示第百三三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十八年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 申請のあった年月日
平成二十八年二月十五日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 セイカ
- 代表者の氏名
染 矢 良 佑
- 主たる事務所の所在地
大分市弁天二丁目二番三十三号 一〇一号室
- 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、買い物難民の問題や住民のコミュニケーション不足による様々な問題を解決すべく、地域住民の支援対策として各地区の住民が運営する仮称

「村の駅」の設立を目指し、さらに運営や管理をサポートし、地域住民の安心、安全なくらしに寄与することを目的とする。また、県内の物産品を全国的に拡販するため、県内生産者や加工業者に対して、農水産物等の新たな商品開発や販路拡大を支援する活動も行っていく。

大分県告示第四百四号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成二十八年三月一日

大分県知事 広瀬勝貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平二八・二・一九	映画	どスケベ坊主の絶倫生活	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	あぶない不倫 奥さんの前で	新東宝映画	
〃	〃	美人姉妹 月下の凌辱	オーピー映画	

大分県告示第四百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十二号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

大分県知事 広瀬勝貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) アクロスプラザ大分駅南

大分市駅南区画整理事業地十六街区一、二
2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(一) 大規模小売店舗を設置する者
片倉コープアグリ株式会社
代表取締役 野村 豊
東京都千代田区九段北一丁目八番十号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ベスト電器
代表取締役 小野 浩司
福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三十三号
ほか未定

3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年十月九日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千七百五十七平方メートル
5 大規模小売店舗の施設に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数
駐車場No.一 店舗西側立体駐車場 百十四台
駐車場No.二 店舗屋上部 八十五台
合計 百九十九台

(二) 駐車場の位置及び収容台数
駐車場No.一 立体駐車場北側 百四十二台
駐車場No.二 店舗北側 七十台
合計 二百十二台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積
店舗西側 百十平方メートル
(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等の保管施設No.一 店舗内西側 三十九・一八立方メートル
廃棄物等の保管施設No.二 店舗内西側 十八・二六立方メートル
合計 五十七・四四立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

平成二十八年三月一日

大分県報(告示)

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前七時

閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十一時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一箇所 店舗西側立体駐車場北側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成二十八年二月八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

平成二十八年三月一日から同年七月一日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年七月一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア クロソプラザ森町

大分市大字森町字橋井手通百八十一番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

J A 三井リース建物株式会社

代表取締役社長 保 崎 隆 行

東京都中央区銀座八丁目十三番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 東京都品川区東五反田二丁目十番二号

変更後 東京都中央区銀座八丁目十三番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社あさひ

代表取締役 下 田 佳 史

大阪府大阪市都島区高倉町三丁目十一番四号

株式会社ピコムキタムラ

代表取締役 片 岡 之 彦

高知県高知市本町四丁目一番十六号

ほか未定

変更後 株式会社あさひ

代表取締役 下 田 佳 史

大阪府大阪市都島区高倉町三丁目十一番四号

株式会社ピコムキタムラ

代表取締役 片 岡 之 彦

高知県高知市本町四丁目一番十六号

株式会社チヨダ

代表取締役 舟 橋 浩 司

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

株式会社マックハウス

代表取締役 白 土 孝

東京都杉並区梅里一丁目七番七号

株式会社セリア

代表取締役 河 合 映 治

岐阜県大垣市外濑二丁目三十八番地

4 変更の年月日

(一) 平成二十八年一月四日（大規模小売店舗を設置する者の住所の変更）

(二) 平成二十六年六月二十四日（大規模小売店舗において小売業を行う者の変更）

二 届出年月日

平成二十八年二月十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年三月一日から同年七月一日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年七月一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

平成二十八年三月一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 公表する書類

地域森林計画変更計画書（大分北部、大分中部及び大分西部）

二 公表場所

大分県農林水産部林務管理課及び関係振興局農山村振興部又は農山村振興部

大分県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置

いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道四四二号	日田市津江村柝野字分ノ本二六一八番八地内	前	メートル 三六・七 〽一七・〇	メートル 五二・〇
		後	四二・七 〽三六・七	五二・〇
県道南小国上津江線	日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番六五から日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番二七まで	前	九・〇 〽四・四	三一五・五
		後	一三・三 〽五・四	三一五・五
県道白地日田線	玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四八番一地先から玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二地先まで	前	六・〇 〽三・四	一一九・〇
		後	一四・三 〽四・六	一一九・〇

平成二十八年三月一日

大分県報（告示）

五

道路の種類及び路線名 馬日田線 県道岩戸五		日田市天瀬町出口字沖ノ田一・二・三〇番一地先内 日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番八地先から 日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番六地先まで		日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番八から 日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番六まで		日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番八から 日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番六まで		日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番八から 日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番六まで		日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番八から 日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番六まで	
大分県告示第百九号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年三月一日		大分県知事 広瀬勝貞		大分県告示第百十号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年三月一日		大分県知事 広瀬勝貞		大分県告示第百十号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年三月一日		大分県知事 広瀬勝貞	
道路の種類及び路線名 馬日田線 県道朝田日線		日田市大字小山字三春原一七〇五番一地先から 日田市大字小山字三春原一七二四番一地先まで		日田市大字小山字三春原一七〇五番一 日田市大字小山字三春原一七二四番一		日田市大字小山字三春原一七〇五番一 日田市大字小山字三春原一七二四番一		日田市大字小山字三春原一七〇五番一 日田市大字小山字三春原一七二四番一		日田市大字小山字三春原一七〇五番一 日田市大字小山字三春原一七二四番一	
道路の種類及び路線名 一般国道四四二号		日田市中津江村栃野字分ノ本二六一八番八地内		日田市中津江村栃野字分ノ本二六一八番八地内		日田市中津江村栃野字分ノ本二六一八番八地内		日田市中津江村栃野字分ノ本二六一八番八地内		日田市中津江村栃野字分ノ本二六一八番八地内	
道路の種類及び路線名 県道南小国上津江線		日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番六五から 日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番八〇まで		日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番六五から 日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番八〇まで		日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番六五から 日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番八〇まで		日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番六五から 日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番八〇まで		日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番六五から 日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番八〇まで	
道路の種類及び路線名 県道白地日田線		玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四八番一 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 地先 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 まで		玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四八番一 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 地先 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 まで		玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四八番一 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 地先 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 まで		玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四八番一 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 地先 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 まで		玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四八番一 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 地先 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 まで	
道路の種類及び路線名 馬日田線 県道岩戸五		日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番八から 日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番六まで		日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番八から 日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番六まで		日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番八から 日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番六まで		日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番八から 日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番六まで		日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番八から 日田市天瀬町女子畑字門ノ前一〇二 三番六まで	
道路の種類及び路線名 馬日田線 県道朝田日線		日田市大字小山字三春原一七〇五番一 日田市大字小山字三春原一七二四番一		日田市大字小山字三春原一七〇五番一 日田市大字小山字三春原一七二四番一		日田市大字小山字三春原一七〇五番一 日田市大字小山字三春原一七二四番一		日田市大字小山字三春原一七〇五番一 日田市大字小山字三春原一七二四番一		日田市大字小山字三春原一七〇五番一 日田市大字小山字三春原一七二四番一	
道路の種類及び路線名 一般国道四四二号		日田市中津江村栃野字分ノ本二六一八番八地内		日田市中津江村栃野字分ノ本二六一八番八地内		日田市中津江村栃野字分ノ本二六一八番八地内		日田市中津江村栃野字分ノ本二六一八番八地内		日田市中津江村栃野字分ノ本二六一八番八地内	
道路の種類及び路線名 県道南小国上津江線		日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番六五から 日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番八〇まで		日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番六五から 日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番八〇まで		日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番六五から 日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番八〇まで		日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番六五から 日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番八〇まで		日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番六五から 日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番八〇まで	
道路の種類及び路線名 県道白地日田線		玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四八番一 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 地先 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 まで		玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四八番一 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 地先 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 まで		玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四八番一 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 地先 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 まで		玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四八番一 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 地先 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 まで		玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四八番一 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 地先 玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇四三番二 まで	

に表示する敷地の区分をいう。

者であること。

(二) 学校給食業務又は集団給食業務に実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

なお、実績は、過去二年間に二箇所以上とする。

(三) 厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は文部科学省が定めた「夜間学校給食衛生管理基準」に基づいた調理業務を自社において確立し、現に、これに基づき調理業務を行っていること。

(四) 従業員に対して食品の安全衛生に関する教育を計画的に実施していること。

2 入札参加者の制限

次に該当する者は、参加資格を有しない。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四に規定する者

(二) 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十八條第一項若しくは第十九條第一項若しくは第二項の規定に基づき破産手続開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條の規定に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）

(三) 契約条項を示す日時及び場所

1 日時 平成二十八年三月一日（火）から同月二十二日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

2 場所 大分市府内町三丁目十番一号 大分県庁舎別館八階 大分県教育庁体育保健課

3 入札説明書及び入札参加資格等に係る事項

(一) 日時 平成二十八年三月一日（火）から同月十日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前九時から午後五時までの間

(二) 場所 大分県庁舎別館八階 大分県教育庁体育保健課学校保健・食育班

〒八七〇―八五〇三 大分市府内町三丁目十番一号

電話 ○九七―五〇六―五六三六

2 入札説明会

(一) 日時 平成二十八年三月十日（木）午前十時三〇分

(二) 場所 大分県庁舎本館一階一二会議室

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(一) 添付書類

(1) 会社概要書（経営理念、業務内容、組織体制、従業員数等が分かる資料）

(2) 契約実績に関する資料（契約実績調書及び契約書の写し等）

(3) 衛生管理に関する資料（衛生管理マニュアル、衛生管理体制等）

(4) 従業員の安全衛生教育に関する資料（安全衛生に関する研修計画等）

(二) 申請の時期

平成二十八年三月一日（火）から同月十五日（火）午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(三) 申請書等の提出先

1 の(二)に同じ。

(四) 申請書等の提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに大分県教育庁体育保健課に必着のこと。また、封筒に「大分工業高等学校定時制給食調理業務委託に係る一般競争入札入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。

(五) 提出部数

各一部

5 入札及び開札の日時及び場所

1 入札及び開札の日時 平成二十八年三月二十三日（水）午前十時

2 入札及び開札の場所 大分県庁舎別館七階教育委員室

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第二十条第三項第二号の規定により、入札保証金の全部を免除する。

2 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第五条第三項第九号の規定により、契約保証金の全部を免除する。

七 無効入札に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- 1 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- 2 競争に際し、不当に価格をせり上げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

札

- 3 同一の入札について、二以上の入札をした者のした入札
- 4 同一の入札について、二以上の入札者の代理人となつた者のした入札
- 5 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- 6 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- 7 入札に際し、不正の行為を行った者による入札
- 8 提出書類に虚偽の記載を行った者のした入札
- 9 その他入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

八 最低制限価格に関する事項

設定しない

九 落札者の決定の方法

- 1 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札した者を落札者とする。
- 2 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第六十七条の八第四項の規定により再度の入札を行う。この場合において再度の入札は、直ちにその場で行う。落札者がいないときには随意契約に移行するものとする。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

十 その他

- 1 代理人による入札の場合は委任状を提出すること。
- 2 本入札は、予算措置について県議会の議決を得ることを条件として執行するものであること。
- 3 本入札及び契約に関する担当部署 大分県教育庁体育保健課学校保健・食育班

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成二十八年三月一日

一 競争入札に付する事項

- 1 業務の種類 爽風館高等学校定時給食調理業務
- 2 契約期間 契約締結の日から平成三十一年三月三十一日まで
- 3 給食提供期間 平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで。ただし、対象施設の休業日を除く。

二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 入札参加者は、次の参加資格要件を満たすこと。
 - (一) 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入りに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号）に定める入札参加資格を取得している者であること。
 - (二) 学校給食業務又は集団給食業務に実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

なお、実績は、過去二年間に二箇所以上とする。

- (三) 厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は文部科学省が定めた「夜間学校給食衛生管理基準」に基づいた調理業務を自社において確立し、現に、これに基づき調理業務を行っていること。

二 入札参加者の制限

次に該当する者は、参加資格を有しない。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四に規定する者
- (二) 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十八条第一項若しくは第十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）第二十一条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）

三 契約条項を示す日時及び場所

- 1 日時 平成二十八年三月一日（火）から同月二十二日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

2 場所 大分市府内町三丁目十番一号 大分県庁舎別館八階 大分県教育庁体育保健課

4 入札説明書及び入札参加資格等に係る事項

1 入札説明書の配布
 (一) 日時 平成二十八年三月一日（火）から同月十日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前九時から午後五時までの間

(二) 場所 大分県庁舎別館八階 大分県教育庁体育保健課学校保健・食育班

〒八七〇―八五〇三 大分市府内町三丁目十番一号

電話 ○九七―五〇六―五六三六

2 入札説明会

(一) 日時 平成二十八年三月十日（木）午前十一時

(二) 場所 大分県庁舎本館一階二会議室

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(一) 添付書類

(1) 会社概要書（経営理念、業務内容、組織体制、従業員数等が分かる資料）

(2) 契約実績に関する資料（契約実績調書及び契約書の写し等）

(3) 衛生管理に関する資料（衛生管理マニュアル、衛生管理体制等）

(4) 従業員の安全衛生教育に関する資料（安全衛生に関する研修計画等）

(二) 申請の時期

平成二十八年三月一日（火）から同月十五日（火）午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(三) 申請書等の提出先

1 (二)に同じ。

(四) 申請書等の提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに大分県教育庁体育保健課に必着のこと。また、封筒に「爽風館高等学校定時給食調理業務委託に係る一般競争入札入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。

(五) 提出部数

各一部

五 入札及び開札の日時及び場所

1 入札及び開札の日時 平成二十八年三月二十三日（水）午前十一時

2 入札及び開札の場所 大分県庁舎別館七階教育委員室

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第二十条第三項第二号の規定により、入札保証金の全部を免除する。

2 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第五条第三項第九号の規定により、契約保証金の全部を免除する。

七 無効入札に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

1 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札

2 競争に際し、不当に価格をせり上げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

札

3 同一の入札について、二以上の入札をした者のした入札

4 同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札

5 入札金額の訂正に訂正印のない入札

6 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

7 入札に際し、不正の行為を行った者による入札

8 提出書類に虚偽の記載を行った者のした入札

9 その他入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

八 最低制限価格に関する事項

設定しない

九 落札者の決定の方法

1 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第六十七条の八第四項の規定により再度の入札を行う。この場合において再度の入札は、直ちにその場で行う。落札者がいないときは随意契約に移行するものとする。

3 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

十 その他

1 代理人による入札の場合は委任状を提出すること。

2 本入札は、予算措置について県議会の議決を得ることを条件として執行するものであること。

3 本入札及び契約に関する担当部署 大分県教育庁体育保健課学校保健・食育班